

日本国際貿易促進協会京都総局

The Association For The Promotion of International Trade, Japan, Kyoto Office

JAPITKYOTO

2026. 2. 26

第130回専門セミナー WEBseminar

中国商標審査実務上の品質誤認・公序良俗違反を理由とした拒絶および商標法改正の進捗について

近年中国で商標出願すると品質誤認や公序良俗違反を理由に拒絶される事例が増えています。このような運用となっている背景や、不服審判や取消訴訟で争った場合の勝算が低いものの、前回ご紹介しました「商標の一般的違法に関する判断基準」とも連動しながら、これらを理由に拒絶された場合には商標を使用してはいけない事にもなっています。

また現在、中国は商標法の新たな全面改正を推進しています。今回の改正は制度面から商標分野の突出した問題を解決し、商標の悪意による先取り登録・貯めこみ行為を一層強く規制することや、未登録の馳名商標への保護強化などが重要なポイントとなっています。

さらに、中国で馳名認定を受けることは極めて困難であるところ、各地方は商標保護を強化するために、「重点商標保護名簿」システムを展開しています。

今回は、中国国際貿易促進委員会特許商標事務所の弁理士 王 福萍 氏を講師にお招きし、上記事項につき、日本語で分かり易く解説していただきます。

ご多用中とは存じますが、多数ご参加賜りますようご案内申し上げます。

講演概要

【日時】2026年2月26日（木）日本時間14:00～15:30（中国時間13:00～14:30）

【形式】オンライン開催（Zoom ウェビナー）

【主催】日本国際貿易促進協会京都総局

【後援】日本国際貿易促進協会、一般社団法人東海日中貿易センター

【参加費】無料

【対象】講師と同業者又は類似業者の方はご遠慮ください。お申込をお断りさせていただく場合があります。

【言語】日本語

【目次】（予定）

- I、中国商標審査実務上の品質誤認・公序良俗違反を理由とした拒絶について
- II、中国商標法改正の重要なポイントについて
- III、中国各地方の重点商標保護名簿システムについて

王 福萍 氏

中国国際貿易促進委員会特許商標事務所 国際商標部部長補佐 商標弁理士

日本国際貿易促進協会京都総局

The Association For The Promotion of International Trade, Japan, Kyoto Office

＜講師＞

＜略歴＞

2004年 清華大学 日本語科卒
2007年 清華大学 大学院歴史研究室 修士学位取得
2010年 中国国際貿易促進委員会特許商標事務所 入所
2012年 中国弁護士資格取得

得意分野：商標新規出願、商標調査及びウォッチング、審判手続き、異議申立、無効審判、不使用取消審判、商標行政訴訟、商標権利保護をめぐる戦略アドバイスの提供など。数多くの紛争事件を担当し、中国最高人民法院の代表事件に選ばれた実績も持っている。



王 福萍 氏

【申込】以下のURLよりお申し込みください。

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_ap6-KZIVSa6E3nY3hPsSUQ

☆お申し込みが完了するとZoomより申込み完了とイベント参加方法のメールが届きます。
セミナー当日、送信されたURLにアクセスして受講して下さい。

☆集団受講(端末1台で複数名受講)はご遠慮ください。お手数ですが1名毎にお申込みください。

【締切】2026年2月24日（火）

【お問合せ】日本国際貿易促進協会京都総局 TEL: 075-354-0777

e-mail: kyotosou@japitkyoto.jp